

～障害福祉初任者講習会～

障害福祉サービス等の概要 と 杉並区の相談窓口・サービス



杉並区 障害者施策課 障害福祉サービス係 田邊
障害者施設支援課 事業者支援係 山本

本日の流れ

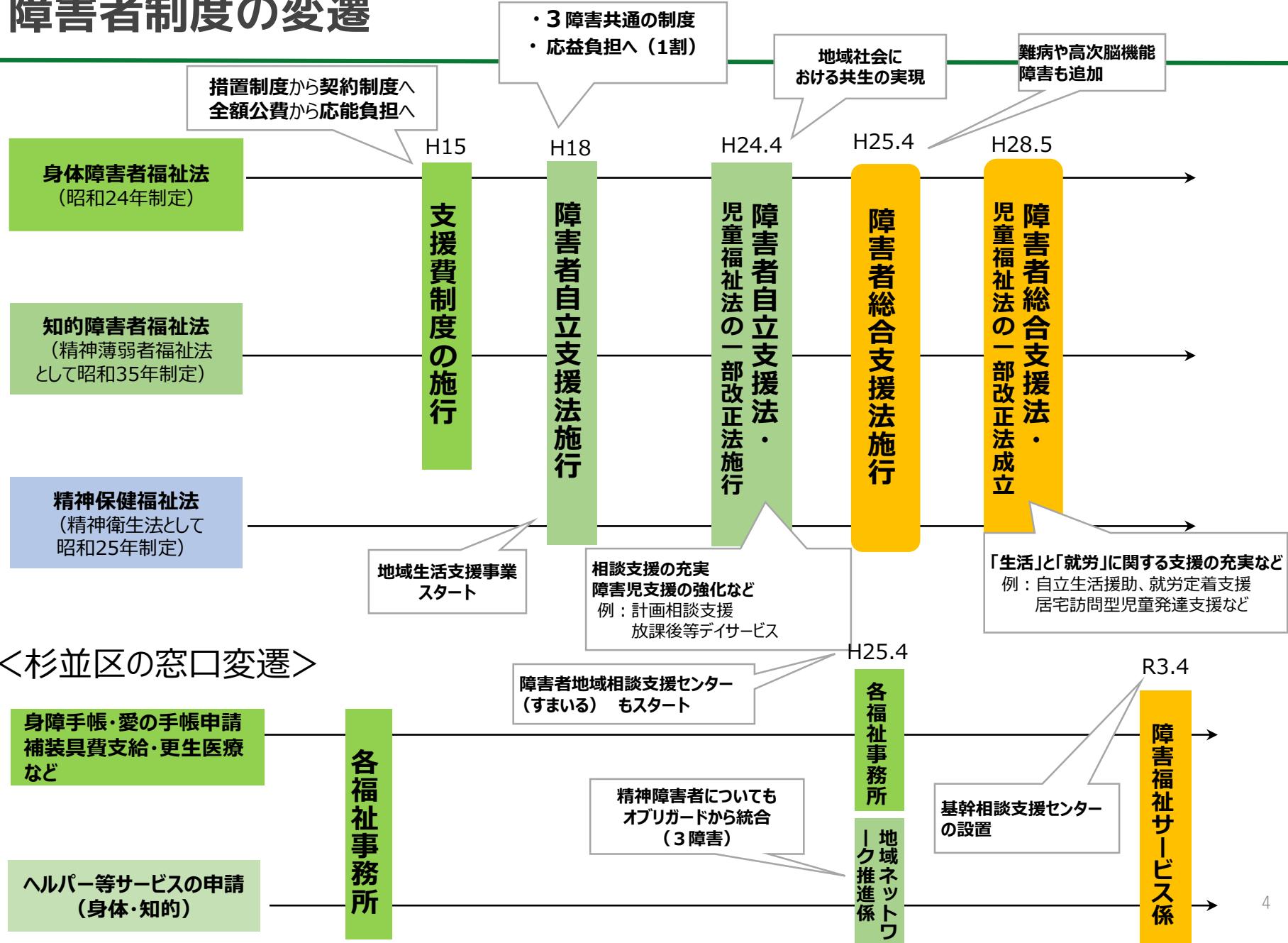
1. 区の主な相談窓口
2. 障害福祉サービス等制度の概要
3. 主なサービスと区の現状
4. 区役所<障害者施策課・障害者施設支援課>の業務

今日のゴール

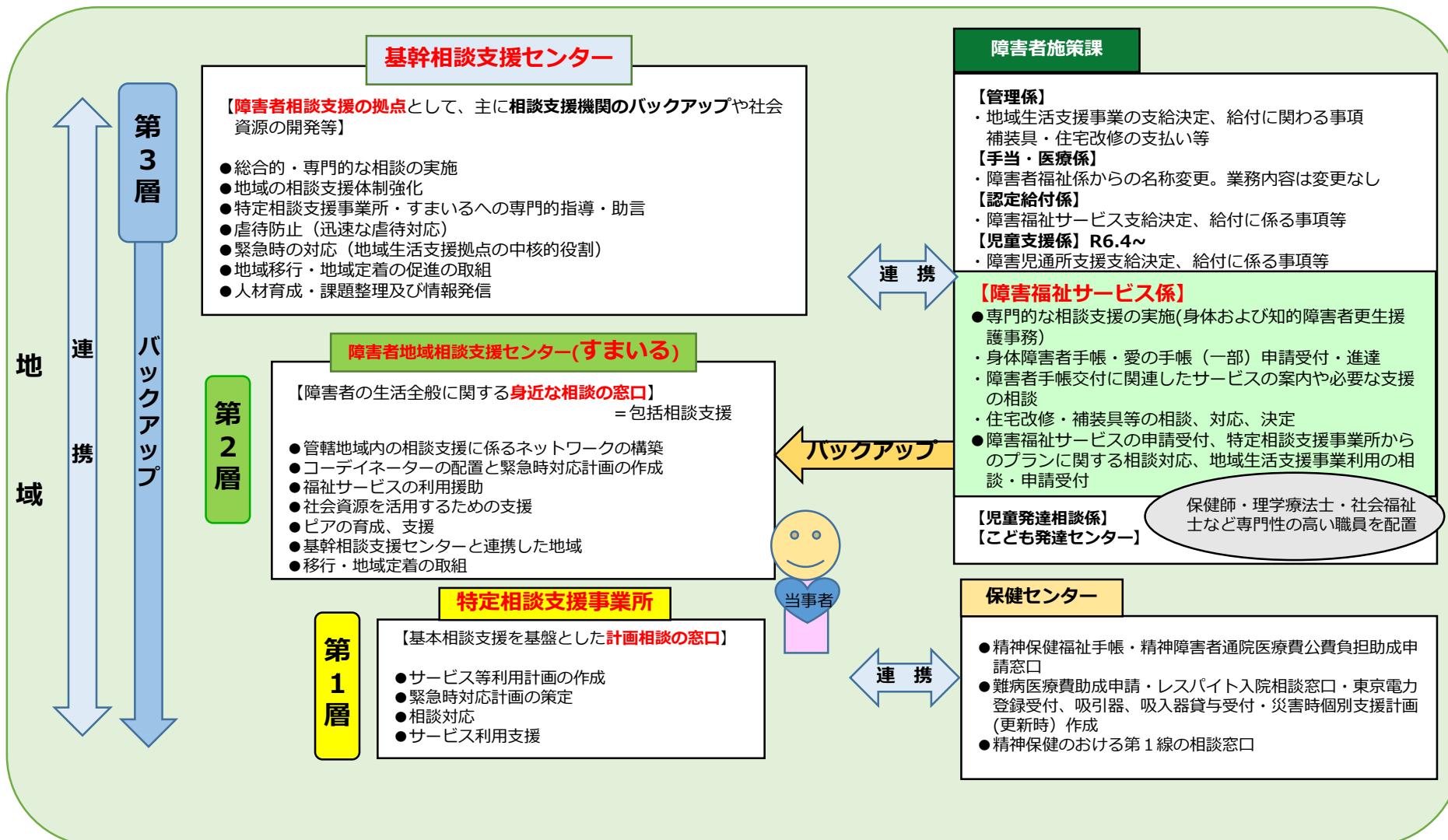
障害福祉サービス等制度の基本を理解し、区の主な相談窓口とサービスを知ることで、現場での支援に役立つ知識を身につける。

1. 区の主な相談窓口

障害者制度の変遷



杉並区の障害者相談体制イメージ図 (R3.4~)



Q **身体障害者手帳や愛の手帳の手続きをしたい。
どこに申請する？**

- ① 障害福祉サービス係
- ② 地域包括支援センター（ケア24）
- ③ 障害者地域相談支援センター（すまいる）
- ④ 基幹相談支援センター
- ⑤ 特定相談支援事業所

Q 障害者から困っていると相談があった場合、
どこに相談する？

漠然とした困りごと

- ① 障害福祉サービス係
- ② 保健センター
- ③ 基幹相談支援センター
- ④ すまいる（障害者地域相談支援センター）
- ⑤ 特定相談支援事業所

Q 障害福祉サービスの申請したい。
どこに申請する？

- ① 障害福祉サービス係
- ② 保健センター
- ③ 基幹相談支援センター
- ④ すまいる（障害者地域相談支援センター）
- ⑤ 特定相談支援事業所

Q **生活介護（障害福祉サービス）に通っている障害者が日常生活で困っている場合、どこに相談する？**

- ① 障害福祉サービス係
- ② 保健センター
- ③ 基幹相談支援センター
- ④ すまいる（障害者地域相談支援センター）
- ⑤ 特定相談支援事業所

Q **障害者虐待のことで相談したい。
どこに相談する？**

- ① 障害福祉サービス係
- ② 地域包括支援センター（ケア24）
- ③ 障害者地域相談支援センター(すまいる)
- ④ 基幹相談支援センター
- ⑤ 特定相談支援事業所

区の障害児相談窓口

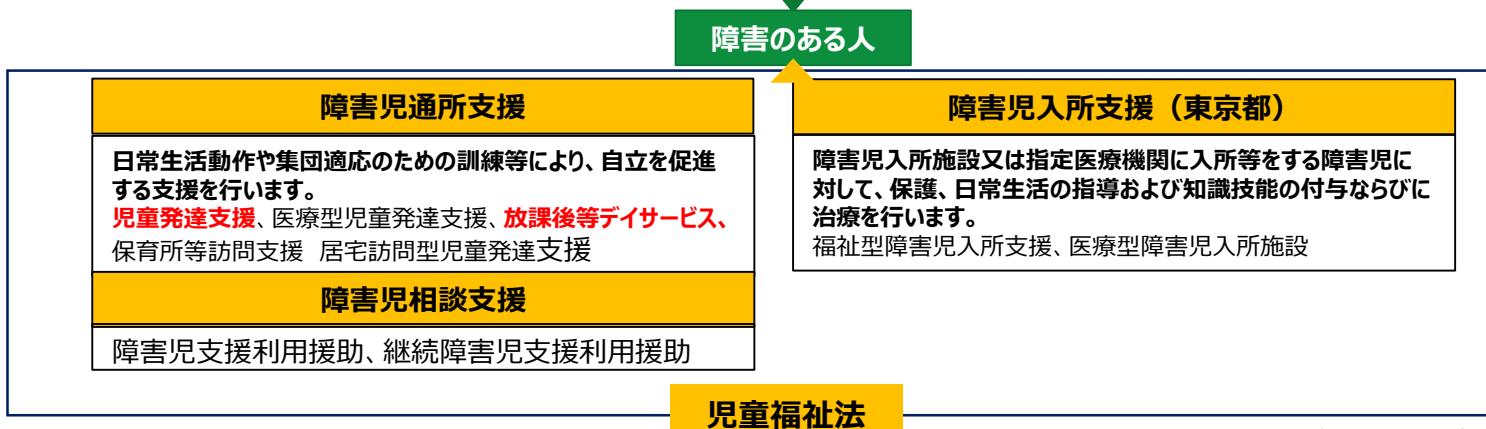
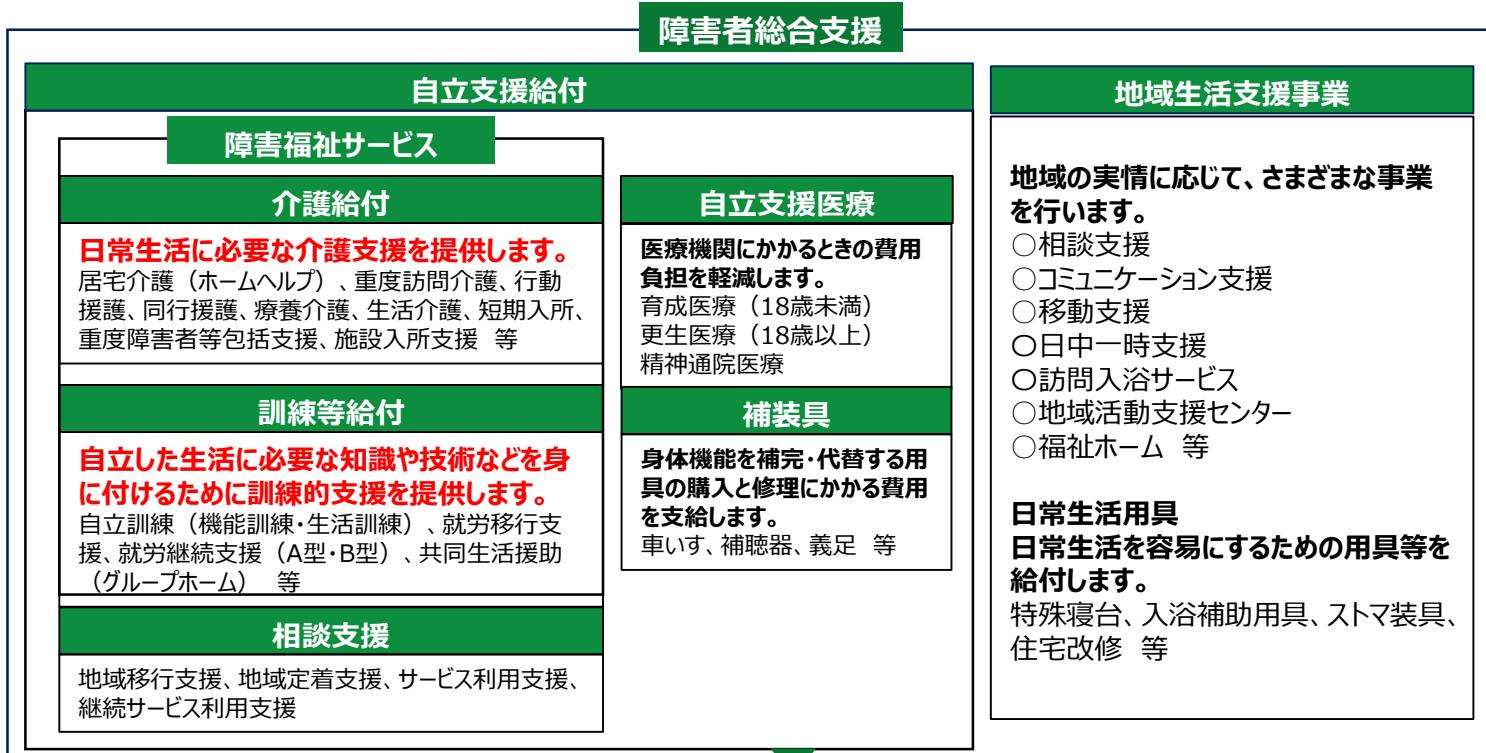
*障害福祉サービス・放課後等ディイサービスに
関すること

未就学児	手帳あるなしに 関わらず	児童発達相談係	03-5335-7634
小学生以降	手帳なし or 精神手帳	発達障害児相談 担当（放課後等デ イサービスのみ）	
	身障手帳・愛の 手帳	障害福祉サービ ス係	03-3312-2111 (代表) 区役所東棟1階

ウェルファーム杉並の4階です

2. 障害福祉サービス等制度の概要

障害福祉サービス等の概要



障害福祉サービス利用までのフロー



② 杉並区が申請者に対し、サービス等利用計画案の提出を依頼します。

③ 区の職員がご自宅等を訪問し、国が定める調査項目（心身や日常生活、意思疎通、行動障害の状況等）や、社会活動、介護者、居住等の状況を伺います。

④ 介護給付を利用するためには、障害支援区分の認定が必要です。
(例外あり)

⑦ サービス等利用計画（案）、障害支援区分（介護給付の場合）、心身の状況や介護の状況などを総合的に勘案し、区で支給決定を行います。

☞ 障害支援区分をだすのに、**1か月半程度**かかる

障害福祉サービスの受給者証のサンプル

(一) 障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	0000053538
支給決定箇所	杉並区天沼3-19-16 カーサウェルファーム 305
障害者等	22才ガガ 姓:杉並 名:花子
児童	生年月日:昭和52年5月14日 障害種別:1 2 ③ 5 交付年月日:令和元年6月25日 支給市町村名及び印:市町村番号:131156 杉並区長 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 TEL:03-3312-2111

(二) 介護給付費の支給決定内容		
障害支援区分	障害者属性	から まで
支給量等		
支給決定期間		
サービス種別		
支給量等		
支給決定期間		
サービス種別		
支給量等		
支給決定期間		
子備欄		

サービスの内容

サービスの支給量

計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	平成29年6月1日から令和2年5月31日まで
指定特定相談支援事業所名	いじどり相談支援事業所
※実施予定期間(平成29年11月、平成30年5月、平成30年11月、令和元年5月、令和元年11月、令和2年5月)	
子備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援	支給額:円/日
適用期間	
共同生活援助	支給額:円/月
適用期間	
子備欄	

利用者負担に関する事項	
負担上限額	9,300円
適用期間	令和元年7月1日から令和2年6月30日まで
食事提供体制が算入対象者	該当
適用期間	令和元年7月1日から令和2年6月30日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
子備欄	

特定相談支援事業所名

モニタリング期間

障害児通所支援の受給者証のサンプル

(一) 児童通所受給者証	
受給者証番号	
通所給付決定医謹名	
居住地	
氏名	
生年月日	
児	フリガナ
氏名	
生年月日	
交付年月日	令和 5年 8月 22日
支給市町村名及び印	市町村番号 131156 杉並区長 東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1 TEL 03-3312-2111 

(二) 通所給付費の給付決定内容	
支援の種別	児童発達支援
支給量等	基本 5 日／月 加算 個別サポート (1)
給付決定期間	令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで
支援の種別	
支給量等	
給付決定期間	
特記事項欄	
予備欄	

サービスの内容

サービスの支給量

(三) 通所給付費の給付決定内容	
支援の種別	
支給量等	
給付決定期間	
支援の種別	
支給量等	
給付決定期間	
特記事項欄	
予備欄	

(四) 相談支援給付費の支給内容	
支給期間	令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで
指定相談支援事業所名	杉並区児童発達支援課
モニタリング期間	※実施予定期 (令和 5年 9月, 令和 6年 3月)
予備欄	

障害児相談支援事業所名

モニタリング期間

相談支援事業所とは？

介護保険でいうところの
ケアマネージャー みたいな感じ

18歳以上 → **特定相談支援事業所** (区内40所)

18歳未満 → **障害児相談支援事業所** (区内28所)

事業所数は令和7年4月1日現在
* 指定は両方ともに杉並区で指定

相談支援事業所はどんなことを行なっているの？

① サービス等利用計画

障害福祉サービス利用のための計画作成・モニタリング

② サービス利用支援

アセスメントに基づく適切なサービス提案と調整

③ 繼続サービス利用支援

定期的な見直しと支援方法の再検討

④ 関係機関との連携

サービス提供事業者等との連絡・調整

生活面も含めた全般的な課題解決に向けた計画をたて、
サービス提供事業者等との連絡・調整を行う

サービス等利用計画案とは？

サービス以外の部分のこと

サービス等利用計画・障害児支援利用計画

➡生活全般について総合的に記載

個別支援計画
(サービス提供事業者作成)

家庭

各関係機関

学校

障害者は、「サービス等利用計画」

障害児は、「障害児支援利用計画」 ※内容はほぼ同じです

サービス等利用計画のサンプル

サービス等利用計画(案)					計画作成(更新)日		令和6年7月26日		
利用者氏名	杉並 太郎	様	(昭和52年〇〇月〇〇日生) 男・女		相談支援事業所名	相談支援事業所〇〇〇〇			
					相談支援専門員	阿佐谷 花子		印	
計画の全体目標			グループホーム〇〇での安定した生活を基盤に、支援を受けながら、生活のあらゆる場面において苦手な対人関係のトラブルを極力減らし、移動支援などを使いながら自分の望む地域生活を実現していく。						
6ヶ月後の望まれる状態像 (短期目標)			〇〇作業所・グループホーム〇〇において、他の利用者との衝突を減らし、仲良く過ごせている。						
1年後の望まれる状態像 (長期目標)			〇〇作業所にやりがいを持って通所し、生活面においてはグループホーム〇〇の世話人さんや支援者に相談したりしながら安定した生活ができる。						
受給者証番号	123456789	計画期間	令和6年8月1日～令和7年7月31日	モニタリングの頻度	6か月間に1回	利用者負担上限月額		円	
主なニーズとサービス等利用計画									
主なニーズ	ニーズへの対応 (計画の目標)	サービス等利用計画							ご本人の役割
		①障害福祉サービスの利用				②保健・医療サービス ③家族・ボランティア・近隣・友人等による援助			
通所事業所に楽しく通いたい。また、自分にあったベースで仕事をしたい。	就労継続支援B型	内容	頻度	支給期間	提供機関	担当者	内容	頻度	援助者
月に1回お金の使い方についてアドバイスがほしい。	共同生活援助	当該月の日数	令和6年8月1日～令和9年7月31日	〇〇作業所	〇〇氏				・他利用者と衝突しそうになったら、すぐに職員に相談する。 ・活動で疲れた時や作業が難しい時は職員に伝える。
グループホームでの生活を継続したい。	共同生活援助	当該月の日数	令和6年8月1日～令和9年7月31日	グループホーム〇〇	〇〇氏				・お小遣い帳をつける。 ・月1回世話人さんにお小遣い帳を見せ、お金の使い方について相談する。
余暇を楽しみたい。	移動支援	50時間／月	令和6年8月1日～令和7年7月31日	事業所〇〇	〇〇氏				・毎週土曜日は、世話人さんに手伝ってもらしながら部屋の掃除を行う。 ・食べ終わった食器は自分で片づける。
こころの安定を保って元気に生活したい。	精神科への定期的通院・服薬継続をしつつ、無理をしそぎないよう見守りをしていく。					定期通院 服薬	1回／月	〇〇病院 (〇〇医師)	・月に1回必ず受診する。 ・薬をきちんと飲み、飲み終わったら世話人さんに報告する。
家族とまと一緒に過ごしたい。	夏休みなどをを利用して、父のところに泊まりに行くように支援していく。					父の住まいへの訪問	夏休みや年末年始など		・たまに父に連絡をとる。
上記計画について同意いたします									
					令和 年 月 日	氏名		印	
					(代筆者))		

事業者の皆様に伝えたいこと

相談支援事業所の役割を理解し、
障害者（児）の地域生活を支えるためには



相談支援専門員の方との**連携**が**重要**

* 支援者でチームをつくる

3. 主なサービスと 区の現状

障害福祉サービスとは

障害福祉サービス等の体系 (介護給付・訓練等給付・補装具)

訪問系

短期入所

日中活動系

居住系

日中活動系

訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
短期入所	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
日中活動系	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創意的活動又は生産活動の機会を提供する
居住系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
日中活動系	補装具費の支給	身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の購入等に係る費用を支給

※ 障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、サービス毎に利用の際のプロセスが異なり、介護給付の利用に当たっては、別途、障害支援区分の認定が必要となる。

※ 補装具費の支給にあたっては、身体障害認定基準と同等の障害を有していることが必要となる。

障害児支援のサービスとは



サービス内容	
障害児通所系	児童発達支援 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う
障害児支援に係る給付	医療型児童発達支援 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う
訪問看護系児	放課後等デイサービス 児 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う
入障所系児	居宅訪問型児童発達支援 児 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う
	保育所等訪問支援 児 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
	福祉型障害児入所施設 児 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う
	医療型障害児入所施設 児 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う

参照；こども家庭庁 資料より

障害者総合支援法に基づく訪問系の主なサービス

障害福祉サービス・介護給付

事業所数は令和7年4月1日現在

居宅介護 (区内118所)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。目的により「身体介護」、「家事援助」、「通院等介助・通院等乗降介助」があります
重度訪問 介護 (区内95所)	重度の肢体不自由又は重度の知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯等の家事、外出時における移動中の介護などを総合的に行います
行動援護 (区内11所)	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動するときに必要な援助を行います
同行援護 (区内28所)	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います

地域生活支援事業

移動支援 (区内88所)	屋外での移動に困難がある障害者等のための社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います
-----------------	---

Q **区市町村**により異なるサービスは何?

- ① 居宅介護
- ② 同行援護
- ③ 行動援護
- ④ 移動支援
- ⑤ 重度訪問介護

障害者総合支援法に基づく日中活動系の主なサービス

障害福祉サービス・介護給付

事業所数は令和7年4月1日現在

生活介護 (区内21所)	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動・生産活動の機会を提供します
-----------------	---

障害福祉サービス・訓練等給付

就労継続支援 A型 (区内2所)	一般企業等への就労に結びついていない方のうち、雇用契約等に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援 B型 (区内34所)	一般企業等への就労が困難な方や、一定年齢に達している方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います型)
就労移行支援 (区内4所)	一般就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います
就労定着支援 (区内6所)	就労に向けた支援を受けて一般就労した方に、一定の期間、就労の継続を図るために事業主・医療機関との必要な連絡調整を等を行います

Q 令和7年5月1日現在、**杉並区直営の生活介護**の施設は何か所ある？

- ① 2所
- ② 3所
- ③ 4所
- ④ 5所
- ⑤ 6所

障害者総合支援法に基づく居住系・短期入所の主なサービス

居住系

障害福祉サービス・介護給付

事業所数は令和7年4月1日現在

施設入所支援	施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
--------	--------------------------------------

障害福祉サービス・訓練等給付

共同生活援助 (区内43所)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います
-------------------	--

短期入所

障害福祉サービス・介護給付

短期入所 (区内12所)	自宅で介護を行う方が病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事などの介護を行います
-----------------	--

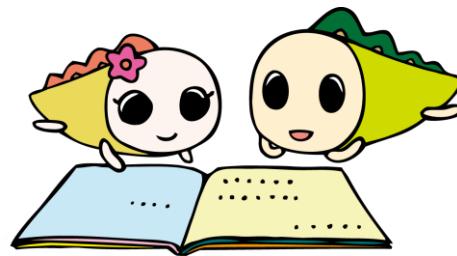
Q 令和7年5月1日現在、杉並区には施設入所支援サービスを提供する施設は何か所ある？

- ① 2所
- ② 3所
- ③ 4所
- ④ 5所
- ⑤ 6所

児童福祉法に基づく障害児通所支援の主な事業

事業所数は令和7年4月1日現在

児童発達支援 (区内26所)	療育を行う必要があると認められる未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います
放課後等デイサービス (区内34所)	学校に就学中の障害児（小学生から高校生）を対象に、学校終了後又は学校休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います



Q 人材不足の事業所の割合が多いサービスはどれ？

(令和4年度杉並区「地域生活に関する調査」事業編より)

- ① 訪問系
- ② 日中活動系
- ③ 居住系
- ④ 障害児通所系
- ⑤ 相談支援系



4. 区役所<障害者施策課・ 障害者施設支援課>の業務

障害者施策課の業務

係名	主な業務内容
管理係	障害者生活支援サイト「のーまらいふ杉並」の運営など、障害者福祉を啓発、推進する事業や地域生活支援事業、障害者施策推進計画の策定等を行っています。さらに、障害者の権利擁護に関する会議等も開催しています。
障害者保健担当	医療的ケア児の支援体制整備や障害者医療の体制整備など、福祉と保健の連携に関する支援を行っています。また、成人期発達障害者の支援に関する業務も行っています。
事業推進係	共生社会しきかけ隊による働きかけなど障害に関する理解の促進や、手話に対する理解促進・普及啓発など共生社会の推進に向けた取り組みを行っています。また、障害者団体への運営助成などを行っています。
認定・給付係	障害者総合支援法に係る、障害福祉サービスの支給決定、区分認定調査、審査会運営、サービス利用の報酬支払に関する業務を行っています。
指導担当	障害福祉サービス事業所等が適正にサービスを運用しているか指導を行っています。また区の特定相談支援事業所の指定等に関する業務を担っています。
基幹相談支援係	区の基幹相談支援センターとして、相談支援事業所のバックアップ、虐待通報や緊急時対応などを行うとともに、自立支援協議会の事務局も担っています。
障害福祉サービス係	身体障害者手帳・愛の手帳（住所変更や再交付）申請、障害福祉サービス、移動支援やショートステイなどサービスの申請窓口です。補装具、日常生活用具、更生医療の申請・決定業務も行っています。
障害者手当・医療係	医療費助成から各種手当の申請・更新・給付までを扱っています。福祉タクシー乗車料金助成などの障害者の福祉増進に関する区のサービスも行っています。

障害者施策課【障害児支援担当課長】の業務

係名	主な業務内容
児童支援係	児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給決定、請求審査・支払に関する業務を行っています。児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所への運営助成、各事業所の開設に関する相談業務も行っています。
児童発達相談係	発達に心配のある未就学児の相談窓口です。児童発達支援事業の相談、利用調整なども行っています。
発達障害児相談担当	身体障害者手帳・愛の手帳を持たない就学している発達障害児の相談窓口で、放課後等デイサービス等の申請なども受け付けています。学齢期発達支援事業の窓口として、教育と福祉の連携など行っています。
こども発達センター	児童福祉法に基づいた児童発達支援センターの位置づけの施設です。0～5歳児を対象とした個別支援、3～5歳児を対象とした「たんぽぽ園」の2つの事業を展開し、お子さん1人ひとりの発達上のニーズに合わせた、きめ細かな集団・個別支援を提供するとともに、ご家族や地域の関係機関への支援も積極的に行ってています。

障害者施設支援課の業務

係名	主な業務内容
管理係	区立障害者通所施設、障害福祉会館等の区の施設の運営に関する総合調整を行っています。また、障害者福祉施設などへの助成や連携調整なども行っています。
施設整備担当	障害者福祉施設の計画・建設に関する業務を担っています。また、障害者グループホーム等の施設整備に関する事、障害者施設に係る計画調整などを行っています。
事業者支援係	障害福祉サービス事業者等への人材確保・育成・定着にむけた各種研修・イベントなどを開催しています。また、共生型サービスの開設促進を行っています。
就労支援係	障害者の就労支援、職場実習に関する業務などを実施しています。障害者雇用支援事業団に関する事、障害者福祉施設の入所調整なども行っています。
地域生活支援係	高次脳機能障害のある方及びご家族、関係機関等を対象に、専門相談窓口として高次脳機能障害者相談支援事業を実施しています。また、中途障害者の社会復帰や社会参加等を支援する通所生活リハビリ事業、障害者の日中活動の場として地域活動支援センター事業「ふれあい広場」を運営しています。
こすもす生活園	重度の身体障害者または重度の重複障害者を対象に生活介護サービスを提供する、区が運営する通所施設です。
なのはな生活園	重度の身体障害者または重度の重複障害者を対象に生活介護サービスを提供する、区が運営する通所施設です。
すぎのき生活園	重度の知的障害者を対象に生活介護サービスを提供する、区が運営する通所施設です。